

三芳町立藤久保中学校の新型コロナウイルス感染症に対応した 学校教育活動安全対策（ガイドライン）

1 基本的な感染症対策の徹底

- ・日常において、3つの条件（課暗鬼の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なることを徹底的に避けることはもちろんのこと、1つ1つの条件が発生しないように配慮する。
- ・外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。また、近距離での会話や大きな声での会話を避けるよう徹底する。
- ・十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけるよう指導する。
- ・手洗いやマスク、咳エチケット、換気などの基本的な感染症対策を徹底するよう指導する。
- ・健康観察を徹底して行う。（生徒及び教職員の毎朝の検温及び健康チェック）
- ・外から教室等に入る時やトイレの後、給食の前後など、こまめに石けんで手を洗うように指導する。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないよう指導する。

2 適切な環境の保持

- ・教室のこまめな換気を行う。
- ・気候上可能な限り、常時喚起を徹底する。なお、常時換気が難しい場合には、30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに、窓を全開にする。また、換気により室温を保つことが困難な場合が生じることから、室温低下による健康被害が生じないように、生徒に温かい服装の心がけるように指導し、防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応する。
- ・窓のない部屋は十分に換気することが難しいため、常時、入り口を開けておくなどして換気に努める。また、使用時は、人の密度が高くないように配慮する。
- ・体育館のような広く天井の高い部屋でも換気を行う。
- ・可能な限り昇降口等に消毒設備（アルコール消毒液など）の設置や、定期的な消毒（ドアノブ、手すり、スイッチ等多数の者が触れる場所を中心に）を行う。
- ・密集を避けるため、水道の蛇口・男子の小便器を一つおきに使用する。
- ・手洗いを待つ際、距離を置いて並ぶようにする。
- ・校舎に入る際、手指の消毒と健康観察カードのチェックを行う。

3 室内での集会活動の制限

- ・朝礼など全校生徒が集まる活動をはじめ、学年で集まる活動、また、複数の学級が集まる活動行わないなど、学校の実態に応じて対応する。

4 外部からの来校者の制限

- ・保護者や地域の皆様、ゲストティーチャー、ボランティアの皆様等の入校を制限する。諸事情により、外部の来校者を迎える場合は、マスクの着用、手指の消毒を徹底させる。
- ・業者については、すべて職員玄関で対応する。
- ・来校者には、検温、氏名や所属名、来校時間、退出時間等を記入させる。
- ・教育相談などやむを得ず入校する場合は、必ずマスクを着用し、職員玄関にて消毒を行ってから入校する。

5 授業等の学習方法や教育活動の見直し

- ・緊急事態宣言下においては、感染対策を講じてもなお感染リスクが高い以下の学習活動は一時停止する。

①生徒が長時間、密集または近距離で対面形式となるグループワーク等及び近距離で一斉に大きな声で話す活動。

- ②音楽における室内で生徒が近距離で行う合唱及びリコーダー乙の管楽器演奏。
- ③技術・家庭における生徒同士が近距離で行う調理実習。
- ④保健体育における生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動。
- ⑤理科における生徒同士が近距離で活動する実験や観察。
- ⑥美術における生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動。

上記の活動に限らず、が急全体で一斉に行う音読や群読、近距離で大きな発声を伴う活動やマスクを外して行う運動など、感染リスクが高いと考えられる活動についても同様に取り扱う。なお、グループワークや話し合い活動については一律に中止にするのではなく、対話的な学びが充実するような工夫を講じた上で行うようにする。

- ・授業では、座席の間隔を空け、「児童生徒が長時間、近距離での対話の機会」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」を持たないようにする。
- ・指名の際の返事の仕方と必要以上の大きな声での発言について指導する。
- ・用具や物品を共用する際は、使用前後に石けんによる手洗いを徹底する。
- ・理科における児童生徒が近距離で活動する実験や観察については、演示や動画の視聴を基本とするが、実験や観察を計画する場合は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施することを検討する。
- ・音楽科において、歌う際や管楽器（リコーダー等）を演奏する際にはできる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにする。
- ・家庭科において、年間指導計画の中で指導の順序を変更する。調理などの実習を計画する場合は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施することを検討する。
- ・体育科・保健体育科において、マスクの着用は必要としない。ただし、児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動を避け、年間指導計画の中で指導の順序を変更することや、個人や少人数で密集せず距離を取って行うことができる運動を行うなど内容を工夫する。
- ・総合的な学習の時間等の校外活動、委員会活動は、通常と比べて接触する人数が増えることから内容を工夫する。

<給食時>

- ・給食時は向かい合わず、全員前を向いて食事する。配食時、児童生徒全員に手洗いを徹底し、給食当番は消毒を行う。また、生徒全員マスクを着用し、口からの飛沫等が食品に付着することなどを防ぐ。
- ・配膳については、生徒が担当するものを限定したり、教員が中心に行ったりするなど工夫する。
- ・大きな声での会話を控えるよう指導する。
- ・手洗い場が密集しないように工夫する。

<清掃時>

- ・清掃の開始、終了時には、石けんによる手洗いを徹底する。
- ・床や机、椅子など、通常通り行っても差し支えないが、体調不良者が発生した教室やトイレ、密閉となる場所は清掃させない。
- ・マスクを着用し、必要最低限の指示以外の発言はしないで取り組ませる。
- ・清掃は短時間で終了できるように工夫する。
- ・可能な範囲で教室等の入口や窓を開けて行う。

<登下校時>

- ・登下校中については、校門や玄関口等での密集が起こらないよう登下校時間帯を分散させるなど工夫する。

6 学校行事及び教育活動の実施方法の見直し

- ・学校行事については、時間短縮、延期、中止など検討する。変更については保護者等に連絡する。
- ・学校行事及び教育活動の参加者の制限や適切な実施場所を検討する。

7 生徒、教職員の健康管理の徹底

- ・生徒、教職員のマスクの着用を徹底する。
- ・石けん、消毒液（教職員）を使用した手洗いを励行する。
- ・家庭での毎日の健康観察（検温等）を行う。
- ・生徒、教職員の毎朝の健康チェックを行う。
- ・教職員は毎朝検温し、健康観察カードに健康状態を記入し、出勤時管理職のチェックを受ける。
- ・生徒は毎朝検温し、健康観察カードに健康状態を記入し、昇降口に入る前にチェックを受ける。
- ・家庭で体温や健康状態を確認できなかった生徒については、登校時、教室に入る前に保健室で検温及び健康観察等を行う。
- ・朝、家庭における検温で、発熱等の風邪症状がみられる場合には、登校を自粛するよう保護者に依頼する。（出席停止）
- ・登校後、発熱等の風邪症状がみられた場合には、保護者に連絡して帰宅させ、自宅で休養するよう依頼する。（出席停止）
- ・教職員の職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保し、会話の際はできるだけ真正面を避けるようにする。
- ・適宜、教室の換気を行う。

8 生徒の心のケア

- ・学校再開後についても、生徒の中には、自分や家族も感染するのではないかと不安や恐れを抱くなど、依然として心理的なストレスを抱えている生徒も存在すると考えられる。ついては、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、生徒の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に対応する。

9 部活動の活動方法の見直し

- ・生徒が密集する活動や、生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難な場合、当面の間、密集せずに距離をとって行うことができる活動に替えるなど工夫する。
- ・部活動で使用する用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしない。また、使用前後の石けんによる手洗いを徹底する。
- ・体育館や教室など屋内で実施する部活動については、その場所のドアを広く開け、こまめな換気や生徒が手を触れる箇所の消毒を行う。
- ・緊急事態宣言下においては、土曜、日曜、祝祭日等の部活動は行わない。
- ・緊急事態宣言下においては、マスクの着用を徹底し、呼気が激しくならないような、基礎的な個人練習を基本とし、組み合ったり接触したりする活動は行わない。
- ・緊急事態宣言下にあっては対外試合等他校との接触を避ける。
- ・活動時間や休養日については、「三芳町立藤久保中学校『部活動の在り方に関する方針』」に準

拠する。その際、感染の拡大防止の観点からも、より短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組む。

- ・新人戦など、中体連主催の大会に参加する場合は、入間東部大会新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインを遵守する。

10 生徒等が感染した場合及び濃厚接触者に特定された場合

- ・別表Ⅰ「新型コロナウイルス感染者発生時の対応」に則り、関係機関との連携、感染防止策の実施等を適切に行う。
- ・当該生徒については出席停止とし、他の生徒について、濃厚接触者と特定された場合も出席停止とする。その際に下記の点について総合的に考慮し、臨時休業を実施するか、感染した生徒及び濃厚接触者の出席停止のみとするか判断する。教職員についても同様とする。

- ①当該感染者の症状の有無 ②学校内における活動の様子 ③接触者の数
- ④地域における感染拡大の状況 ⑤感染経路の状況 等

11 学校で生徒の発熱を確認した場合

- ・当該生徒の保護者に連絡して迎えに来てもらう等、当該生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する。
- ・安全に帰宅させるまでの間、学校にとどめる場合には、他の者との接触を可能な限り避けるよう別室で待機させる。
- ・次の症状がある場合には保護者が「帰国者・接触者相談センター」等に相談し、検査等を実施した場合は、学校に報告するよう指導する。

①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある。

②重症化しやすい場合（※1）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある。

※1 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患がある場合や透析を受けている場合、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている場合。

③上記以外の場合で、発熱や咳など比較的軽い症状が続く。（※2）

※2 症状が4日以上続く場合は必ず相談する。（症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談する。解熱剤などを飲み続けなければならない場合も同様。）

「帰国者・接触者相談センター」（朝霞保健所）	048-461-0468
------------------------	--------------

「県民サポートセンター」〈24時間受付〉	0570-783-770
----------------------	--------------

12 出席停止等の扱いについて

- ・風邪の症状がみられる場合には登校を控える。（出席停止扱い）
- ・レベル2以上の地域となった場合は、同居の家族に風邪の症状がみられる場合も登校を控える。（出席停止扱い）
- ・以下の理由による欠席については「出席停止扱い」とする。
 - ①医療的なケアが日常的に必要な生徒等
 - ②基礎的疾患等のある生徒等
 - ③感染症予防のために保護者判断により登校を見合わせる生徒等
- ・欠席する場合には、必ず家庭から学校に連絡をする。

13 いじめや偏見による誹謗中傷等について

- ・感染経路の確認できない感染が増加しているということは、いつ、どこで、だれが感染してもおかしくない状況であるということを踏まえ、生徒に対し、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見が生じないように指導するなど、生徒等の人権に十分配慮する。家庭の指導を啓発する。

14 熱中症予防対策について

- ・熱中症の発生が予見される環境下で活動する場合には、気象庁の情報や環境省の熱中症予防情報サイトの暑さ指数等の情報に十分留意し、気温、湿度等の環境条件に配慮して教育活動を実施する。
- ・最高気温が35度以上の予報が出された場合には、活動の中止、延期、見直しを検討し、生徒の安全確保に万全の対策を講じる。
- ・熱中症は、気温に関わらず発生する傾向があるため、長時間に及ぶ活動や激しい活動を避ける。また、屋外のみならず屋内においても発生する可能性があるため、換気を十分行うなどの屋内環境の整備に努める。
- ・屋外で人と十分な距離（少なくとも2 m以上）が確保できる場合には、マスクを外すようにする。
- ・マスクを着用している場合は、強い負荷の作業や運動は避け、こまめな水分補給を心がける。

別表1

新型コロナウイルス感染者発生時の対応

三芳町立藤久保中学校

新型コロナウイルス感染者発生（児童生徒等・教職員）

①保護者等からの報告②教職員からの報告③保健所からの情報

※感染者発生に備えて、常に準備をしておくこと。

学校での対応（感染症に係る対応）

◆保健所、学校医、市町村教育委員会への一報及び連携

※対応窓口の一本化

◆感染拡大防止策の実施

STEP 0 [保健所指示の前までに実施]

①情報収集（感染者の症状・活動状況等の把握、接触者の特定）

STEP 1 [保健所の指示のもと実施]

- ①教職員への説明（※）
- ②詳細な情報収集
- ③臨時休業の措置を速やかに検討
- ④児童生徒等・教職員の健康状態の把握
- ⑤健康観察期間の設定

STEP 2 [学校医等への報告等]

- ①感染者発生の報告及び臨時休業措置の相談
- ②校内の消毒
- ③他の児童生徒等に感染が疑われる場合は、速やかに学校医
又はかかりつけ医から受診について指導助言を受ける

STEP 3 [児童生徒等・保護者への情報提供]

①児童生徒等及び保護者への情報提供（※）

STEP 4 [取材対応]

①公表の範囲の確認（※）

STEP 5 [感染者に関わりのある児童生徒等の情報の整理・記録]

①出席簿・健康観察簿・保健室来室記録の整理

STEP 6 [校内組織体制の整備]

- ①対策委員会等の設置を検討
- ②関係機関との連携（スクールバス・給食の中止等）
- ③その他の対応が必要な事項の確認

STEP 7 [家庭との連携]

①家庭での健康観察と報告の依頼

報告

助言

三芳町教育委員会

関係機関（保健所・学校医等）との連携

- ①連絡先担当者（休日・夜間を含む）連絡先の確認
- ②児童生徒等の家庭での健康観察や報告に関する
指導助言
- ③校内の消毒に関する指導助言

助言

報告

（※）については、令和2年5月22日付け教保体第251－2号「新型コロナウイルス感染者発生時の対応について（令和2年5月22日）（通知）」別添参考1、参考2、参考3－1、参考3－2を参照の上、対応する。

